

憲法9条と平和的生存権を高く掲げ、 平和を求める運動のさらなる発展を

1 憲法「改正」反対の世論の広がりとは画期的なイラク派兵違憲判決

憲法9条を守り実現してゆく勢力と改憲勢力とのたたかいは、現在、新たな局面を迎えている。

本年4月8日付読売新聞の世論調査では、1993年以来15年ぶりに、憲法「改正」反対が賛成を上回り、「世界の誇る平和憲法だから」という理由が第1位となっている。改憲案を自ら作成し改憲世論をリードしてきた「読売」でのこの調査結果は、特筆されるべきである。各紙の調査を見ても、ここ数年、9条を守るべきとの世論が改憲の世論を押し戻し多数派となりつつある。

これは、全国で結成が7000を超えた「9条の会」の運動や、全国各地での基地強化・米軍再編・自衛隊海外派兵を許さないさまざまな運動が、次第に改憲勢力を追いつめつつあることを示している。

本年4月17日に、名古屋高裁において自衛隊のイラク派兵を違法・違憲と断じた画期的な判決が出された。判決は、イラクにおける米軍等の掃討作戦により民間人を含め多数の犠牲者が生み出され続けている実態を具体的に認定したうえで、航空自衛隊による空輸活動は米軍等の武力行使と一体のものであり、イラク特措法のみならず憲法9条1項にも反する活動であると結論づけている。国際貢献や復興支援の名の下に現に行われている自衛隊の海外派遣が、憲法の禁じる戦争への加担にほかならないことを正面から指摘するとともに、憲法前文で定められた平和的生存権を「裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得る」具体的な権利であると判断したこの判決は、歴史的な意義を持つものである。

この判決を生み出したのは、3000人を超える全国の原告と弁護団の奮闘と、それを支えた支援者、平和を願い戦争への加担を拒否するすべての人々の力である。

5月に千葉・幕張、大阪、広島、仙台で開催された「9条世界会議」には、国内外から数万人が参加し、マスコミでも大きく報道された。スピーチ・音楽・ピースウォーク・各種分科会など多様な企画を通じて、「武力で紛争は解決できない」「憲法9条を世界中で実現して行くべき」との理念が共有された。この世界会議は、従来の世代や運動の枠を超え、より広範な市民が憲法9条の下に結集しうることを示している。弁学合同部会も「9条世界会議を成功させる法律家の会」の一員として、企画・宣伝・財政を担い、成功に寄

与することができた。

2 引き続き恒久法の制定と改憲に向けた策動

憲法改悪に反対する大きな世論の広がりや、画期的な名古屋高裁判決にもかかわらず、政府与党は、自衛隊を常時海外派兵するための恒久法の制定、さらには憲法審査会設置のための規定作りなど改憲に向けた策動を続けている。

通常国会期間中、与党は自衛隊のいわゆる国際平和協力に関する一般法(恒久派兵法)の制定に向けたプロジェクトチーム(P T)による会合を頻繁に開催した。恒久法では、「警護活動」「治安維持」の名の下に自衛隊の活動範囲を米軍がイラク・アフガニスタンで行う「対テロ」掃討作戦にも参加できるよう広げるとともに、これらの「任務」遂行のため武器使用権限も拡大して、事実上武力行使を容認することがねらわれている。国会運営との関係で、P Tの活動は「中間報告」を出すにとどまったが、2009年の通常国会での法案提出をめざして、会期外や臨時国会でも活動を継続して行くことを宣言し、恒久法制定に執念を燃やしている。

民主党は、テロ特措法政府案への「対案」の中で恒久法制定をうたっており、与党の賛成により継続審議となっている。鳩山幹事長も「恒久法の議論は必要だ」と述べており、「新世紀の安全保障を確立する若手議員の会」では、民主党議員が自民・公明と共同して恒久法の制定に向けた議論をしている。恒久法制定という点では、与党と共通の基盤に立っている。

さらに、福田内閣は、インド洋での給油活動に加え、アフガン本土に陸上自衛隊を派遣する構想のもと、6月に入ってアフガンに調査団を派遣している。もし恒久法制定を許せば、アフガンその他の国々で、自衛隊が米軍と一体となって戦争を行うことが現実のものとなる。

3 米軍再編・基地強化による戦争準備と平和的生存権の侵害

米軍再編という名の基地強化・米軍と自衛隊の一体化は、福田政権となって以後、普天間飛行場の代替施設の建設が県民の力強い反対運動によって遅れるなど、必ずしも当初計画通りには進んではいない。しかし、2007年12月には、神奈川県キャンプ座間で米軍新司令部の発足式が地元自治体や住民の反対を無視して強行された。また、山口県岩国基地は空母艦載機部隊の移駐などで大規模基地に変えられようとしているなど、「再編」は引き続き進行している。

さらに、横須賀基地は原子力空母ジョージ・ワシントンの母港化とされようとしており、

米軍の世界各国への軍事介入の出撃基地にされようとしている。空母内での大規模火災事故も報道されており、母港化は首都圏3000万人を核事故の危険にさらすことになる。

米軍機の訓練事故や、米兵による凶悪犯罪も相次いでおり、米軍再編と基地強化は、全国各地で人々の平和的生存権を脅かし侵害し続けている。米軍基地をなくす以外に市民の安全を守る道はない。

4 憲法9条と平和的生存権を高く掲げ、改憲阻止・自衛隊海外派兵反対の運動をさらに大きく広げよう

恒久法制定と改憲により戦争準備をめざす政府与党の策動は、戦争への加担を拒否し平和で安全な生活を願う圧倒的多数の人々との間に、深刻な矛盾を引き起こすことは必然である。そして、改憲派が多数を占める現在の国会であっても、運動と世論の広がりによって、改憲はもちろん、恒久法の制定による自衛隊海外派兵をも断念させることが十分実現可能であることを、この間の情勢は示している。

青年法律家協会は、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権をまもることを目的として設立された。私たちは、設立の初心に立って憲法9条と平和的生存権を高く掲げ、平和を守り実現する運動をさらに発展させるため、より広範な市民・法律家と結びつけた創意工夫あふれる運動の発展に力を尽くす決意を、ここに表明するものである。

2008年6月29日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第39回定時総会